

社会福祉協議会地域包括支援センターの職員配置について

1 地域包括支援センターの人員基準

長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第1項の規程されている。

地域包括支援センターが担当する区域における第1号保険者数3,000人以上6,000人未満ごとに置く常勤職員及びその員数

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

2 社会福祉協議会地域包括支援センターの人員配置

現状

- (1) 保健師 1名
- (2) 社会福祉士 3名
- (3) 主任介護支援専門員2名 合計6名

今後

令和6年10月以降保健師が欠員となり、上記人員基準「1」を満たさなくなる。

3 保健師に準ずる者の定義

厚生労働省は、「保健師に準ずる者」の定義として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。

※「地域包括支援センターの設置運営について」（平成19年1月16日通知）

4 審議内容

現在、看護師資格を有しているが、保健師の資格を有しておらず、地域での看護師としての活動をしていないが、右欄の経歴を踏まえ「保健師その他これに準ずる者」として雇用してよいかの可否。

5 分科会で審議する根拠

長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第2項の規程に基づき地域包括支援センター運営分科会において認められた場合とされている。

雇用予定者の経歴

【基礎データ】

昭和61年生まれ 38歳 女性

【経歴】

平成20年4月 看護師免許取得

平成20年4月 病院勤務

- ① 消化器・乳腺・血管外科病棟
- ② 腎臓・内分泌・血液内科混合病棟
- ③ 皮膚科・口腔外科・小児科外来

平成31年4月 看護専門学校勤務

業務内容

- ・成人看護学講領域、基礎看護学講領域講義
- ・成人領域（急性期、慢性期、終末期）臨地実習指導
- ・学年担当
- ・国家試験対策委員

令和5年10月 市内総合病院勤務

業務内容

- ・病棟内看護業務
- ・手術前後の患者管理

【活かせる能力】

- ・ 内科、外科での疾患知識・スキル
- ・ チームマネジメント、教育指導経験
- ・ 多職種連携の推進
- ・ 指導、講義、勉強会の実施経験
- ・ PCスキル（電子カルテ、Word、Excel、PowerPoint）